資　料　2－2
練馬区基本構想審議会
平成 20 年 6 月 20 日

分野別の個別計画①

Ⅰ　だれもが地域で活き活きと暮らすために

～区民生活分野～

個別計画シート

計画名	農業振興計画		
1　策定年月	平成16年3月	2　計画期間(目標年次)	平成16年度～平成22年度
3　改定の予定	平成23年度以降も農業振興計画を策定し農業の振興と農地の保全を図る予定		

4　根拠法令・上位計画等

「食料・農業・農村基本法」「食料・農業・農村基本計画」「農業経営基盤強化促進法」
「食と農の再生プラン」「東京都農業振興プラン」「東京都農業振興基本方針」

5　計画の対象とする分野・政策（政策番号・政策名）

Ⅰ　だれもが地域で活き活きと暮らすために（区民生活分野）
12　経済活動が活発なまちをつくる

6　計画の位置付け・性格

「練馬区農業振興計画」は国の「農業経営基盤強化促進法」と東京都の「東京都農業振興基本方針」に基づく、「練馬区農業経営基盤強化促進基本構想」に位置づけている。

7　計画の主な内容（計画の目標・めざす状態、基本理念・基本方針、主要な取り組み等）

計画の目的・目標・めざす状態

練馬区の農業が将来にわたって区民の期待に応える安定した産業として発展することを目的とする。
(1)農のある豊かな地域社会を築く農業を目指します。
(2)地産地消を進める農業を目指します。
(3)環境に配慮し、有機・減農薬農業を目指します。
(4)観光・交流型農業を目指します。

基本理念・基本方針、主要な取り組み等

（主要な取り組み）
（1）推進体制の整備
（2）農業関係税制・制度の改善
（3）区民連携システムの確立
（4）産業として魅力ある農業の推進
（5）環境と調和し、安全で信頼される農業の推進
（6）意欲ある担い手、多様な担い手の確保・育成
（7）農地の多面的機能の活用
（8）農とふれあう体験型農業の推進
（9）農園事業の充実

その他

個別計画シート

計画名	商工業振興計画		
1　策定年月	平成15年3月	2　計画期間(目標年次)	平成15年度～22年度
3　改定の予定	なし		

4　根拠法令・上位計画等

5　計画の対象とする分野・政策（政策番号・政策名）

Ⅰ　だれもが地域で活き活きとくらすために
12　経済活動が活発なまちをつくる

6　計画の位置付け・性格

長期総合計画の産業分野を担う計画で、練馬区産業振興区民会議提言（平成14年3月）を踏まえて、区内商工業振興の基本的方向と具体的施策を明らかにするもの。

7　計画の主な内容（計画の目標・めざす状態、基本理念・基本方針、主要な取り組み等）

計画の目的・目標・めざす状態

地域の商工業に期待される機能、役割を踏まえ、経営環境の変化、地方分権の進展、国や都の施策の動向に対応し事業者の自発的な活動に対して支援することにより練馬区の商工業振興を図る。

基本理念・基本方針、主要な取り組み等

社会経済情勢に的確に対応するための区の支援のあり方を示すとともに、施策の体系と個別事業計画に基づき事業を実施する。

（体系の柱と個別事業計画数）

商業、商店街の振興	１９事業
工業、生活支援型産業の振興	２４事業
産業振興推進体制の確立	３事業

その他

個別計画シート

計画名	練馬区観光事業プラン		
1　策定年月	平成17年3月	2　計画期間(目標年次)	なし
3　改定の予定	なし		

4　根拠法令・上位計画等

練馬区観光ビジョン（平成15年3月）

5　計画の対象とする分野・政策（政策番号・政策名）

Ⅰ　だれもが地域で活き活きとくらすために
12 経済活動が活発なまちをつくる

6　計画の位置付け・性格

練馬区観光ビジョンに示されている目標を達成するための実行計画を具体的な観光事業案として活動の展開への手順を明らかにする。

7　計画の主な内容（計画の目標・めざす状態、基本理念・基本方針、主要な取り組み等）

計画の目的・目標・めざす状態

○　愛着と誇りのもてるふるさとづくり
○　賑わいの創出による地域経済の活性化

基本理念・基本方針、主要な取り組み等

1　練馬型「まち歩き観光」を具現化した観光商品づくり
2　練馬区への訪問や区内の散策が快適にできる仕組みづくり
3　練馬区の新しい魅力の創造、発掘
4　練馬区の良さの発見

その他

個別計画シート

計画名	練馬区地域防災計画		
1　策定年月	昭和39年3月	2　計画期間(目標年次)	なし
3　改定の予定	毎年検討を加え、必要があると認めるときは修正する。		

4　根拠法令・上位計画等

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）

5　計画の対象とする分野・政策（政策番号・政策名）

Ⅰ　だれもが地域で活き活きと暮らすために
13　安心できるまちをつくる

6　計画の位置付け・性格

・　災害対策基本法の規定にもとづき、練馬区防災会議が作成する計画である。
・　区の地域に係わる防災に関し、区の処理すべき事務または業務を中心に、都および各防災機関等が区の地域に関して処理する事務を含んだ計画である。合わせて、区・都および各防災機関等の責任を明確にするとともに、事務または業務の一貫性をはかる機動的、総合的な計画である。

7　計画の主な内容（計画の目標・めざす状態、基本理念・基本方針、主要な取り組み等）

計画の目的・目標・めざす状態

区・東京都・自衛隊・指定公共機関・指定地方公共機関等の防災機関が、おのおのが持つ全機能を有効に発揮して、練馬区の地域に係わる災害予防、災害応急対策および災害復旧ならびに復興を行って、練馬区の地域ならびに住民の生命・身体および財産を災害から守ること。

基本理念・基本方針、主要な取り組み等

基本理念
地震による災害から一人でも多くの区民の生命および財産を守るために、第一に「自らの生命は自らが守る」という自助の考え方、第二に地域における助け合いによって「自分たちのまちは自分たちで守る」という共助という考え方、この二つの理念に立つ区民と公助の役割を果たす行政とが、それぞれの責務と役割を明らかにし、連携を図る。

その他

減災目標
目標1：住宅の倒壊や火災による死者・負傷者を半減する。
目標2：住宅の倒壊や火災による避難者を3割減にする。

個別計画シート

計画名	練馬区国民保護計画		
1　策定年月	平成19年3月	2　計画期間(目標年次)	なし
3　改定の予定	随時見直し等をおこない必要に応じて改定する。		

4　根拠法令・上位計画等

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律
東京都国民保護計画

5　計画の対象とする分野・政策（政策番号・政策名）

Ⅰ　だれもが地域で活き活きと暮らすために
13　安心できるまちをつくる

6　計画の位置付け・性格

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（国民保護法）にもとづく法定計画。同法および国の基本指針、都道府県国民保護計画をふまえ、国民保護のために区が実施する措置等を明確にする計画である。

7　計画の主な内容（計画の目標・めざす状態、基本理念・基本方針、主要な取り組み等）

計画の目的・目標・めざす状態

武力攻撃事態等において住民の生命・身体・財産を保護し、武力攻撃事態等が住民の生活に及ぼす影響が最小となるようにするために、区が平素から準備すること、および事態発生時に区が実施する措置等についてあらかじめ定めることを目的とする。

基本理念・基本方針、主要な取り組み等

国民保護に関する国の基本方針に従い、都道府県・警察・消防・自衛隊等と緊密に連携し、整合のとれた措置を実施する。
主要な取り組み
（1）警報の伝達および住民の避難
（2）避難住民の安否確認及び救援
（3）国民生活の安定に関する措置
（4）武力攻撃災害の復旧に関する措置

その他

個別計画シート

計画名	第2次練馬区男女共同参画計画		
1　策定年月	平成18年3月	2　計画期間(目標年次)	平成18年度～平成22年度
3　改定の予定	平成23年3月		

4　根拠法令・上位計画等	
	男女共同参画社会基本法第14条第3項
5　計画の対象とする分野・政策（政策番号・政策名）	
	Ⅰ　だれもが地域で活き活きと暮らすために 14　平和と人権を尊重するまちをつくる
6　計画の位置付け・性格	
	新長期計画で定めた区の目標を着実に達成すると共に男女共同参画社会基本法のめざす男女共同参画社会の形成を促進するもの
7　計画の主な内容（計画の目標・めざす状態、基本理念・基本方針、主要な取り組み等）	
	計画の目的・目標・めざす状態
	男女の人権が尊重され、男女が社会の対等な構成員として、政治や経済、地域、家庭など社会のあらゆる分野において共に参画し、その成果と責任を分かち合う男女共同参画社会の実現をめざす
	基本理念・基本方針、主要な取り組み等
	（基本理念） 1　男女の人権の尊重　2　社会における制度または慣行についての配慮　3　政策等の立案及び決定への共同参画　4　家庭生活における活動と他の活動の両立 （5つの目標、104の計画事業） 目標Ⅰ　男女平等の意識づくり 目標Ⅱ　誰もが働きやすい就業環境と女性の活躍支援 目標Ⅲ　健康・安全の支援と女性に対する暴力対策 目標Ⅳ　自立を支える社会環境の整備 目標Ⅴ　施策を進めるための体制づくり
	その他

個別計画シート

計画名	出張所のサービス向上と事務の効率化実施計画		
1　策定年月	平成18年1月	2　計画期間(目標年次)	平成18年度～20年度
3　改定の予定	なし		
4　根拠法令・上位計画等			
	・新行政改革プラン ・施設の適正配置・再編方針 ・出張所サービス向上と事務の効率化基本方針		
5　計画の対象とする分野・政策（政策番号・政策名）			
	Ⅰ　だれもが地域で活き活きと暮らすために 15　納得と信頼の身近な行政を行う		
6　計画の位置付け・性格			
	新長期計画の計画事業の一つとして位置づけ、出張所のサービス向上と事務の効率化について説明会等を通じ、区民・区議会の意見を踏まえて計画化した。		
7　計画の主な内容（計画の目標・めざす状態、基本理念・基本方針、主要な取り組み等）			
	計画の目的・目標・めざす状態		
	(1)時代の変化に対応したサービスの提供 (2)地域施設をコミュニティづくりの場として一層活用すること (3)利用状況の変化に対応した事務運営 (4)効率的な事業運営		
	基本理念・基本方針、主要な取り組み等		
	・現在（平成18年1月）の出張所機能を、窓口サービス機能とコミュニティ支援機能とに分けて見直し、新たな事務所やサービス拠点、活動拠点として再編するとともに、自動交付機の導入など機能拡充を図る ・併設する区民館については、地域の集会施設として位置付けることを基本に地域コミュニティ施設の拡充を図るとともに、区民館・地区区民館・地域集会所の間でそれぞれに異なる利用方法、名称などの変更・統一を検討する		
	その他		